

トレイサーズ  
**Tracers****ULTRA LONG****30**

Tracers 日本国債ウルトラロング(30年平均)年4回分配型

**当ファンドが考える、  
超長期国債への着眼点と投資意義**

ネット専用ノーロード・ファンドシリーズ「Tracers(トレイサーズ)」のファンドとして、2025年11月26日に設定予定の当ファンドは、わが国の国債のなかでも超長期債を主要投資対象とし、ポートフォリオの保有債券の平均残存期間を30年程度に維持することをめざすファンドです。

本レポートでは、当ファンドのルールや投資意義などについてご紹介いたします。

**本資料の  
内容**

- 🔗 当ファンドのルール
- 🔗 なぜ超長期国債なのか？
- 🔗 「平均残存期間30年程度」を維持し続ける意義
- 🔗 足元の市場環境  
～経済面からは、超長期国債利回りの上昇余地は限定的とみられる～

**当ファンドのルール**

わが国の超長期国債に投資し、  
ポートフォリオの平均残存期間が30年程度  
となるよう、債券の入れ替えを行ないます。

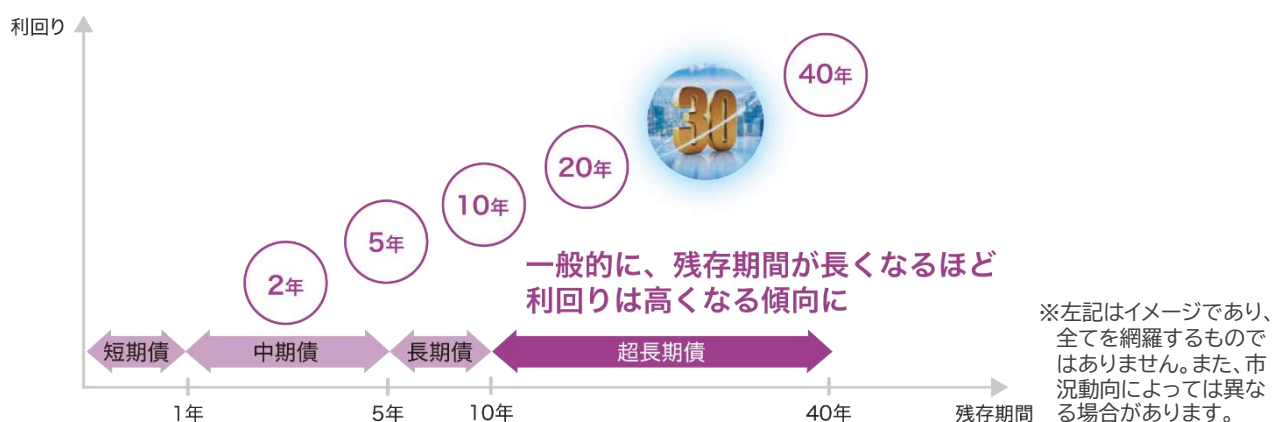
## なぜ超長期国債なのか？

- 当ファンドでは、わが国の超長期国債\*の中でも、主に、残存期間が27～33年の債券に投資を行ないます。これらは、日本国債の中でも相対的に魅力的な利回り水準が期待されます。また、為替変動リスクもありません。
- 日本では2024年3月、日銀(日本銀行)がマイナス金利政策を解除し、政策金利は17年ぶりに引き上げられ、プラス圏となりました。景気回復やインフレを背景に、その後も利上げ基調にあり、金利のつく環境が戻ってきています。

\*一般的に、償還までの期間(残存期間)が10年超の国債を指します。

## 超長期国債は、為替変動リスクがなく、相対的に高い利回り水準

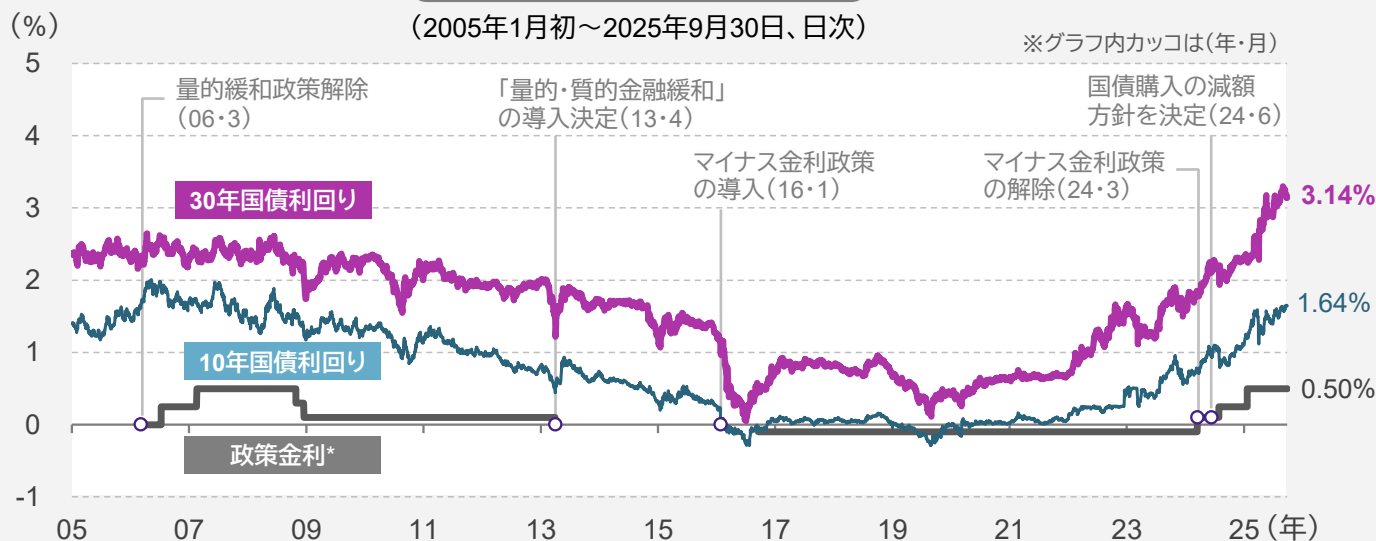
<日本国債の残存期間と利回りの関係イメージ>



## 金利が復活した日本債券市場

国債利回りと政策金利の推移

(2005年1月初～2025年9月30日、日次)



\* 政策金利の変更適用日でなく変更発表日を基準に、2010年10月5日～2013年4月3日および2024年3月19日～7月30日については政策金利の誘導目標上限を表示し、日銀が金利を政策目標としていなかった時期については政策金利を空白としています。

信頼できると判断したデータをもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成

※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

## 「平均残存期間30年程度」を維持し続ける意義

30

- ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、保有する債券の平均残存期間が29年～31年の範囲内となるように、債券の入れ替えを行ないます。これにより、残存期間の長い債券から期待される、相対的に高いインカム収益と値上がり益の獲得をめざします。
- 30年国債の過去の推移を見ると、超長期国債は価格変動が相対的に大きく、トータルリターンも価格変動による影響を強く受けることが分かります。債券の価格特性から、景気後退期などの金利低下局面では価格上昇が見込まれるため、投資資産の分散先としての効果も期待されます。

## 相対的に高いインカム収益と値上がり益の獲得をめざす

「平均残存期間30年程度」を維持するために

ポイント  
1

投資対象債券は、残存期間27～33年

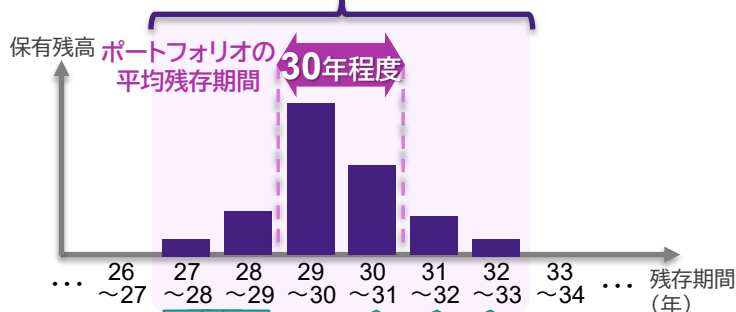
ポイント  
2

必要に応じて、債券の入れ替えを実施

※右図はイメージであり、当ファンドのポートフォリオの構成比を示すものではありません。

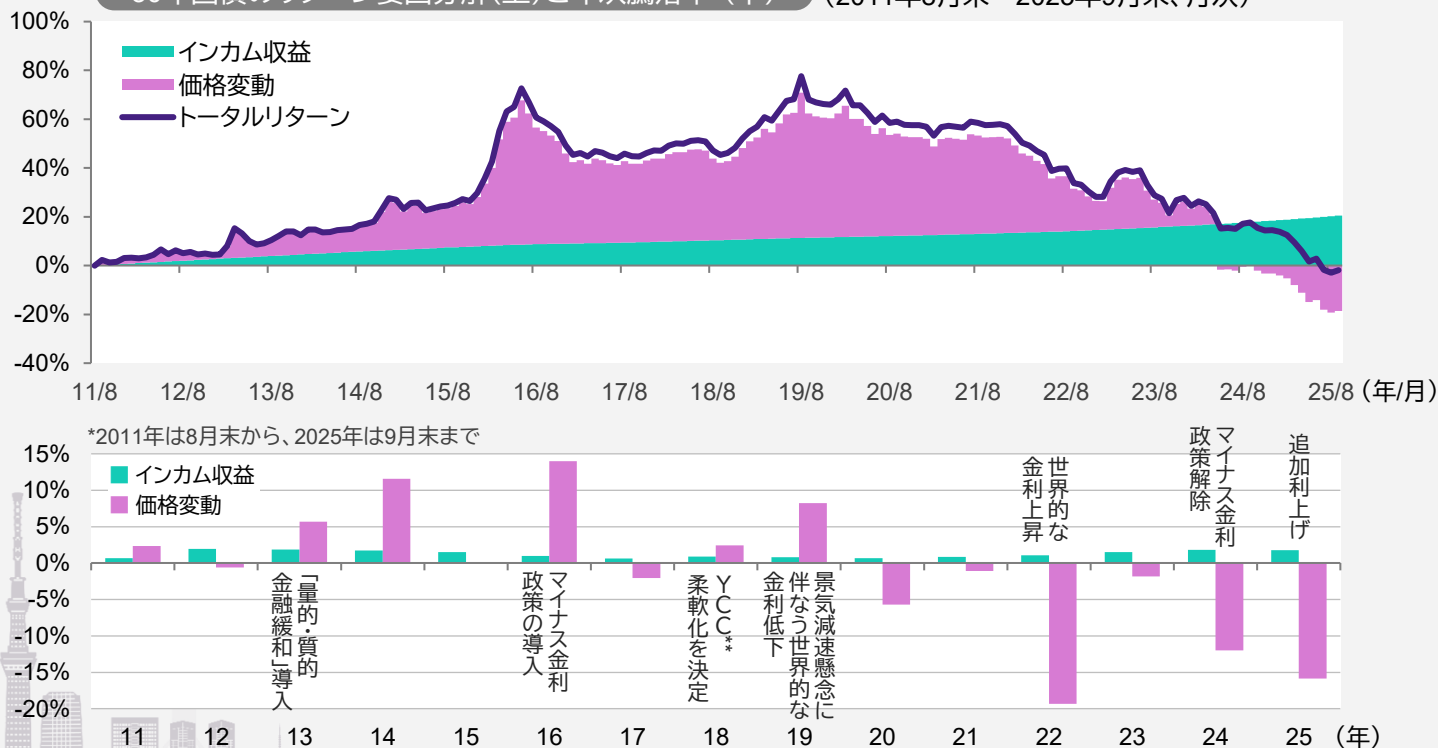
<ポートフォリオの構成イメージ>

投資対象債券の残存期間 27～33年



ポートフォリオの平均残存期間を30年程度に維持するため、適宜、債券の入れ替えを実施

30年国債のリターン要因分解(上)と年次騰落率\*(下) (2011年8月末～2025年9月末、月次)



\*\* イールドカーブ・コントロール:長短金利操作(2016年9月に日銀が導入)

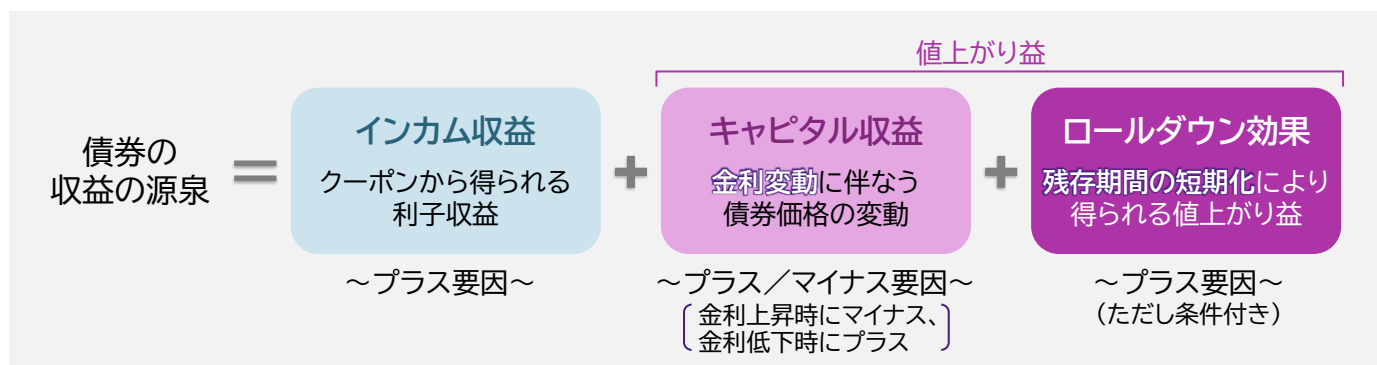
NOMURA-BPI国債 超長期(29-30年)のインカムリターンおよびキャピタルリターンをもとに、アモヴァ・アセットマネジメントが作成  
※上記指数は当ファンドの参考指数であり、ベンチマークではありません。

※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。  
【本資料の「お申込みに際しての留意事項」を必ずご覧ください。】

## 債券投資で期待される、ロールダウン効果とは？

債券投資において期待される収益の源泉は、主に以下の3つで構成されます。



### ロールダウン効果とは、保有債券の短期化によって得られる値上がり益

イールドカーブ\*の形状が右肩上がり(順イールド)で変わらない場合、保有債券の残存期間が短期化することで、利回りが低下します。この利回り低下がもたらす価格上昇効果をロールダウン効果と言います。

\* 横軸に残存期間、縦軸に利回りをとり、残存期間が異なる複数の債券の残存期間と利回りの関係を表した曲線のこと

### 残存期間が長い債券ほど、インカム収益に加え、ロールダウン効果への期待も大きい

債券は一般に、残存期間が長いほど利回りが高くなる傾向にあり、相対的に大きなインカム収益が見込まれます。また、債券価格の金利感応度であるデュレーションも残存期間に比例することから、デュレーションが長いほど、ロールダウンによる価格上昇効果も大きくなると期待されます。

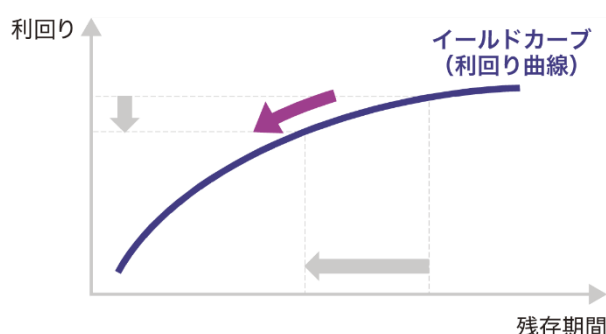
### 金利上昇時、債券価格下落の相殺効果も

ロールダウン効果は、「イールドカーブの形状が右肩上がりで変わらない」ことが前提条件となっており、イールドカーブが右肩下がり(逆イールド)の場合は、マイナス要因になることが想定されます。

しかし、日本では、長らく続いた大規模な金融緩和政策が解除されて金利が付く環境に戻つつあるなか、長短金利差が拡大するスティープ化(イールドカーブがより右肩上がりになること)が見込まれます。こうしたなかで、ロールダウン効果は高まることが見込まれます。

また、金利上昇時には債券価格の下落が見込まれますが、ロールダウン効果には、こうした金利上昇に伴うマイナスの影響を緩和する一定の効果も期待されます。

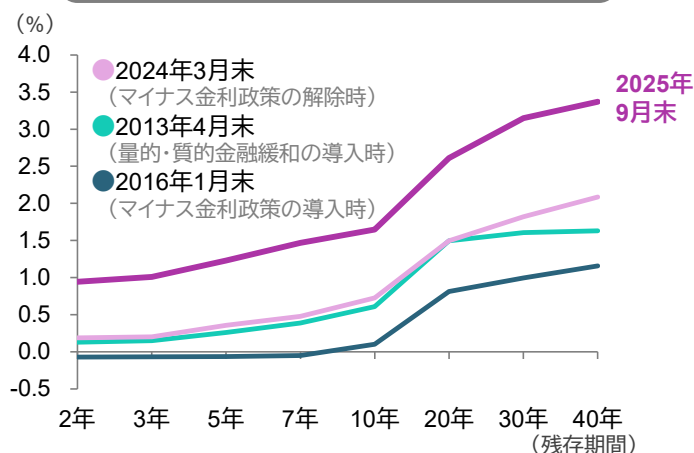
#### ロールダウン効果のイメージ



時間の経過とともに残存期間が短くなるにつれ、利回りは低下(債券価格は上昇)傾向に

※上記は一般論であり、図はイメージです。

#### 残存期間別の国債利回り(イールドカーブ)



信頼できると判断したデータをもとに  
アモヴァ・アセットマネジメントが作成

※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

## 【足元の市場環境】

## 経済面からは、超長期国債利回りの上昇余地は限定的とみられる

30

- 今後の超長期国債のパフォーマンスを展望する上では、近年の利回り上昇(債券価格は下落)に歯止めがかかるかが焦点となります。以下の2点を踏まえると、経済面からは、超長期国債利回りが上昇する余地は限られるとみられます。

## 「超長期国債利回り&gt;経済の名目潜在成長率」の状態は長続きしない傾向

過去を振り返ると、超長期国債利回りが名目潜在成長率を上回る状況は長続きしていません。これは、①名目潜在成長率を上回る収益を安全資産で得られるとして、投資家の資金が国債に流入する傾向(利回りの低下要因)にあること、②資金調達コストの上昇による景気鈍化で、将来の金融緩和観測が強まること、などが背景にあると考えられます。

(%) 名目潜在成長率と超長期国債利回りの推移 (2000年1月～2025年9月)\*



\* 名目潜在成長率は2000年度上期から2025年4-6月期まで(原則、年度半期毎で直近のみ四半期)、超長期国債利回りは月末値  
 \*\* 名目潜在成長率は前年比で、日銀による実質潜在成長率推計値+物価目標(2%)

## 超長期国債が示唆する20年先の日本の長期金利は、すでに米国並み

現在の市場が将来の金利をどのように見ているかを捉える手段として、フォワード・レートを用いる方法があります。フォワード・レートとは現在の国債利回りから理論的に算出される将来の金利のことで、30年国債利回り(20年国債利回り)をもとに算出される日本の20年先の10年金利(フォワード・レート)\*\*\*は、足元で米国並みの水準となっています。つまり、理論的には現在の市場が、20年先の日本の長期金利(10年金利)の大幅な上昇を見込んでいるといえます。しかし、日米の成長率格差などを踏まえると、20年先に両国の長期金利が同水準となる可能性は低いとみられ、**日本の30年国債利回りは、将来の長期金利上昇を既に相当程度織り込んでいる**と考えられます。

\*\*\* 一般に国債利回りは、将来の金利水準に関する市場予想が織り込まれて形成されていると考えられています。このことから、20年先の10年金利は、30年国債利回りや20年国債利回りなどをもとに算出できます。

(%) 日米の20年先の10年金利(フォワード・レート)の推移 (2003年1月6日～2025年9月30日)



信頼できると判断したデータをもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成

※上記は過去のものであり、将来の運用成果などを約束するものではありません。

## ファンドの特色

1

わが国の超長期国債を主要投資対象とします。

2

ポートフォリオの平均残存期間は30年程度とし、適宜、債券の入れ替えを行ないます。

3

年4回、決算を行ないます。

4

購入時手数料はかかりません。

●市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。



とは…

「こんな欲しかった」というアイデアを  
ファンドの設計に取り入れ、  
「インデックス(指数)」や「独自に定めたルール」などの  
**ルールに沿って運用(トレース)**する、  
アモーヴァ・アセットマネジメントのファンドシリーズです。



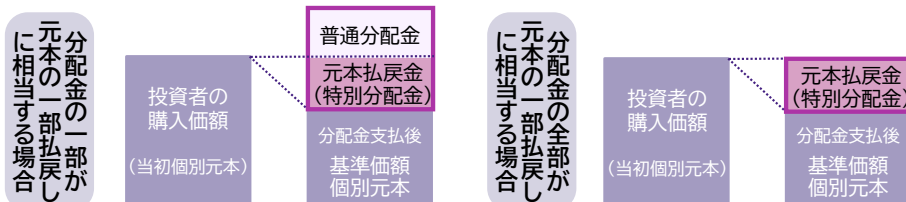
## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金： 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金： 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

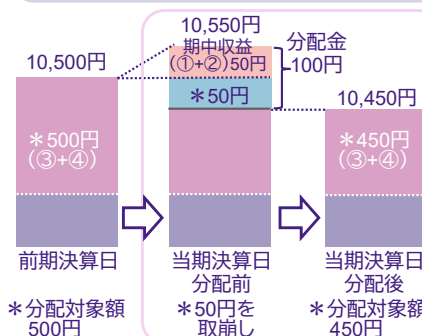
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

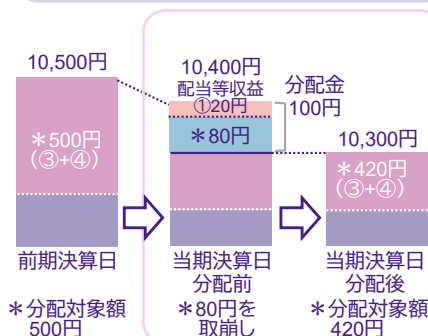
※右記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合



## お申込みに際しての留意事項

### ● リスク情報

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様には帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

#### 【価格変動リスク】【流動性リスク】【信用リスク】

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### ● その他の留意事項

- ◆ 当資料は、投資者の皆様は「Tracers 日本国債ウルトラロング(30年平均)年4回分配型」へのご理解を高めていただくことを目的としてアモーヴァ・アセットマネジメントが作成した販売用資料です。
- ◆ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ◆ 当ファンドは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月10日に関東財務局長に提出しており、2025年11月26日よりその効力が発生します。なお、効力発生前に記載内容の訂正が行なわれる場合があります。
- ◆ 投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様には帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。

#### 【指数の著作権等について】

※ NOMURA-BPI国債 超長期(29-30年)の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債 超長期(29-30年)の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI国債 超長期(29-30年)に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。なお、NOMURA-BPI国債 超長期(29-30年)の収益率をもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが指数化しています。

※ 当資料に示す、上記以外の各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境の変動や運用成果などを保証するものではありません。

【本資料の「お申込みに際しての留意事項」を必ずご覧ください。】

## お申込みメモ

|      |                                                                                                                     |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商品分類 | 追加型投信／国内／債券                                                                                                         |
| 購入単位 | 販売会社が定める単位<br>※ 販売会社の照会先にお問い合わせください。                                                                                |
| 購入価額 | 購入申込受付日の基準価額<br>※ 原則として、販売会社の営業日の午後2時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託期間 | 無期限(2025年11月26日設定)                                                                                                  |
| 決算日  | 毎年3月、6月、9月、12月の各25日(休業日の場合は翌営業日)<br>※ 初回決算は2026年3月25日とします。                                                          |
| 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目からお支払いします。                                                                                  |

## 手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

### <申込時、換金時にご負担いただく費用>

|         |        |
|---------|--------|
| 購入時手数料  | ありません。 |
| 換金手数料   | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

### <信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.176%(税抜0.16%)以内<br>各計算期に適用する運用管理費用(年率)は、前計算期終了日(第1計算期は、設定日前営業日)におけるわが国の新発30年国債の利回りに応じて変動します。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。                                                                                                                                                                |
| その他の費用・手数料       | 目論見書などの作成・交付および計理等の業務に係る費用(業務委託する場合の委託費用を含みます。)、監査費用、運用において利用する指数の標章使用料などについては、 <u>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.03%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。</u><br>組入有価証券の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。<br>※ 運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。<br>また、有価証券の貸付は現在行なっておりませんので、それに関連する報酬はかかりません。 |

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 委託会社、その他関係法人

|      |                                                                                                                              |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社 | アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社<br>金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号<br>加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会                                        |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社                                                                                                                 |
| 販売会社 | 販売会社については下記にお問い合わせください。<br>アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社<br>[ホームページ]www.amova-am.com<br>[コールセンター]0120-25-1404(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。) |

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

【取扱い開始予定日：2025年11月26日(ファンド設定日)】

| 金融商品取引業者等の名称                                                      | 登録番号     | 加入協会            |                     |                         |                            |
|-------------------------------------------------------------------|----------|-----------------|---------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                                                   |          | 日本証券業協会         | 一般社団法人<br>日本投資顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)                             | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号 | ○                   |                         |                            |
| 株式会社SBI証券<br>※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入                               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号  | ○                   | ○                       | ○                          |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)<br>(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号  | ○                   | ○                       |                            |
| マネックス証券株式会社                                                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○                   | ○                       | ○                          |
| 楽天証券株式会社                                                          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○                   | ○                       | ○                          |

(50音順、資料作成日現在)